

## VI ノン・ルフールマン原則-人権侵害の防止のための追放・送還の禁止

☆難民法は庇護制度の一環としてとらえてよいか。

### A 国際法と領域内庇護

[文献] 芹田健太郎1977「庇護法の構造と庇護法の体系」

同1976「国連の領域内庇護宣言について」

いずれも同『亡命・難民保護の諸問題 I』（北樹出版、2000年）所収

Cf.外交的庇護

#### 1 国家の庇護権

国家が与えた庇護の他国による尊重

（領域内庇護宣言1条 [B2010; 3-31; 265頁 / B2011; 266頁] 1967年）

#### 2 個人の庇護権の国際法的保障

世界人権宣言14条 [B2010; 3-1; 179頁 / B2011; 178頁]

庇護を { 求める権利  
~~与えられる権利~~  
享受する権利

★個人に庇護権がないとされるのはどのような意味においてか。

#### 3 ノン・ルフールマンnon-refoulement原則の意義と位置づけ

### B 国際法上のノン・ルフールマン原則

#### 1 規範の諸形態

##### a 難民条約上のノン・ルフールマン原則

難民条約33条 [B2010; 3-29; 264頁 / B2011; 264頁]

※享有主体：「難民」？

##### b 拷問等禁止条約上のノン・ルフールマン原則

拷問等禁止条約3条 [B2010; 3-20; 242頁 / B2011; 242頁]（1984年採択）

※規範のハードな性質 ⇔ 拷問に限定

##### c 人権条約機関の判例法理としてのノン・ルフールマン原則

[判例] *Soering v. U.K.* ヨーロッパ人権裁判所判決(全員法廷)1989.7.7

戸波江二ほか編2008『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社）

[以下『ヨーロッパ判例』] 124頁

[判例] *Kindler v. Canada* 自由権規約委員会見解1993.7.30

この両者をまとめて [判国248頁] (→別配布資料)

ヨーロッパ人権条約3条[B2010; 3-22; 251頁 / B2011; 251頁]

自由権規約6, 7条[B2010; 3-11; 207頁 / B2011; 207頁]などの解釈として

※間接的な人権侵害をどこまで取り込むか

##### d 引渡しの義務的拒否事由としてのノン・ルフールマン原則

犯罪人引渡しモデル条約3条(f) [B2010; 11-4; 763頁 / B2011; 775頁]（1990年採択）

※犯罪人引渡しという国際公共事務の利益との調整

#### 2 原則の性格と保護の範囲

##### a 慣習国際法上の原則か

[判例] ユン・スーギル (尹秀吉) 事件 [判国230頁] 東京高判1972(S47).4.19

訟月18巻6号930頁LEX/DB27661598

⇔難民条約(当事国数144)・拷問等禁止条約(同147)の準普遍性

自由権規約(同167)における判例の定着

引渡しモデル条約の投票なし採択

##### b 入国拒否への適用

領域内庇護宣言3条1項 [B2010; 3-31; 267頁 / B2011; 267頁]

アフリカ難民条約2条3項

##### c 例外と停止可能性

[文献] 今井直2007「拷問禁止規範の絶対性のゆらぎ」国際人権18号

(1) 人的適用除外

世界人権宣言14条2項 [B2010; 3-1; 179頁 / B2011; 178頁]

難民条約33条2項 [B2010; 3-29; 264頁 / B2011; 264頁]

⇨人権条約（機関の判例）

※拷問等禁止条約3条 [B2010; 3-20; 242頁 / B2011; 242頁] について

[判例] *Tapia Paez v. Sweden* 拷問禁止委員会見解1997年4月28日

[判例] 広島地判2005(H17).6.30裁判所HP, LEX/DB28101577

2009年改正後入管法53条3項（後述）

※ヨーロッパ人権条約3条について

[判例] *Chahal v. U.K.* ヨーロッパ人権裁判所判決(大法廷)1996.11.16

『ヨーロッパ判例』129頁

「ある個人が他国に送られたなら3条に反する取扱いをうける真の危険に直面するのであればいつでも、かかる取扱いに対してその者を保護する締約国の責任は追放についても課される。この状況の下では、当該人の活動は、いかに望ましくなくまたは危険なものであれ、実質的な考慮の対象ではありえない。」(para. 80)

(2) 緊急事態における停止可能性

領域内庇護宣言3条2項：大量流入の場合の例外

⇨人権条約

ヨーロッパ人権条約15条2項、自由権規約4条2項、拷問等禁止条約2条

d 引渡条約との関係

[文献] 北村泰三1999「犯罪人引渡しと人権基準の要請」国際法外交雑誌98巻1=2号

## C ノン・ルフールマン原則の日本における国内実施

### 1 上陸拒否

#### a 一時庇護の許可

入管法18条の2[B2010; 3-32; 272頁 / B2011; 272頁]：「できる」

#### b 上陸拒否・退去命令に対するセーフガード？

入管法9条5項(改正前4項)、10～12条

### 2 退去強制

#### a 入管法53条3項の改正

(1)2009(H21)年法79号による改正前

「法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除き、前二項の国には難民条約第三三条第一項に規定する領域の属する国は含まないものとする。」

※拷問等禁止条約の実施

[判例] 名古屋地決2000(H12).5.16国際法外交雑誌103巻3号(2004年)108頁

<http://www.eonet.ne.jp/~ntanaka/2000-22.html>

(2)同改正後 [B2010; 3-32; 280頁 / B2011; 281頁]

#### b 残された問題

[文献] 小畑郁2010「ノン・ルフールマン原則と退去強制手続」

国際法外交雑誌108巻4号128頁以下

(1)自由権規約6条・7条（拷問以外の虐待）の受け止め

(2)送還先の規定のみによる実施

### 3 犯罪人引渡

[判例] 張振海事件 [判国243頁] 東京高決1990(H2).4.20

高刑集43巻1号27頁LEX/DB24006192

[判例] 同執行停止申立事件 東京地決1990(H2).4.25行集41巻4号906頁

LEX/DB27806361

[文献] 阿部浩己1991「犯罪人引渡しと難民認定」法学セミナー433号

岡田泉「解説」<http://www.eonet.ne.jp/~ntanaka/kai90-16.htm>